

国家論の基礎概念：関係論的アプローチ

中谷 義和ⁱ

本稿は「国家」について検討するための基礎概念を提示することを目的としている。そのためには、「国家」という表徴を関係論的視点から脱（再）構築する必要があると判断し、「国家」をめぐる伝統的概念について再検討している。そこで、「国家」を「領域」規模の社会経済関係を総称するための抽象概念であると規定したうえで、その存在論的分析には「国家存在」と「国家性」の概念が必要であるとする。また、この関係の「統合」の政策的契機として「国家企図」の概念を挙げるとともに、ガヴァメントとガヴァナンスやガヴァメンタリティを区別している。そして、「国家」における凝集性の要素としてナショナリズムという精神的契機を挙げるとともに、インターナショナリズムとの相関性について論じている。以上の「国家論」の基礎概念の検討を踏まえて、本稿は、資本主義国家の政治的・社会経済的属性と結びつけて「公的・私的自律性」の概念を提示したうえで、民主政論においても「国家」の関係論的視点が求められることを明示することで結んでいる。

キーワード：関係論，国家，資本主義国家，ヘゲモニー，国民－国家，民主的自律性

(1) 国家へのアプローチ

社会的「世界」とは人為の世界であって、企図や構想の所産にはかならない。これは政治の営為にも妥当することであり、理念や言説を、あるいは、修辭を媒介とする組織の、また、組織化の運動として可視化する。だが、所与の現象や活動のみをもって「現実」とするわけにはいかないのは、現象は作為と意図の所産であるだけでなく、不可視の複合的「関係」において、また、個別のイデオロギーを媒介とすることで可視化するからである。それだけに、外見的「現実」の社会的動態の実態分析やイデオロギーの組成分析が求められるだけでなく、「現象」が「関係」や「構造」に内在する潜勢力の可視化でもあるだけに、この次元との相関化の視座が求めら

れることにもなる。そして、「分析（指示）対象」（客体）は諸要素の複合的構成において実在しているだけに、分析主体には多角的視座と方法が求められるし、そのアプローチには所与の言語を媒介手段とせざるを得ない。それだけに、個別のアプローチは脈絡に規定されるとともに、意味付与の過程ともならざるを得ない。

「抽象（abstraction）」は「捨象」による思考と観想の世界であり、思惟と思弁の反復において精緻化し、理念として形象化する。また、理念は現象の抽象であるだけでなく、現象は理念の具象でもある。これは、政治理念が「対抗イデオロギー」を含めて、「関係」化の媒介手段となり、運動と組織（化）として具象することを意味する。すると、社会科学が現実の事象を対象にしようとする、その営為は事象の連鎖の実証的分析のみならず、政治のイデオロギーと文化の、あるいは、「現象」として可視化する「関係」の分析を不可避の課題とせざるを得ないこ

i 立命館大学名誉教授

となる。これは、政治現象が作為の所産であることに負っている。それだけに、その具体的形態と運動の分析と理論が「幻想」化することなく有意性を留め得るためには、歴史の視点や視座を不可避とせざるを得ないことにもなる。そして、認識の主体は「言葉」(表徴、標徴)によって対象を客体化し得るし、せざるを得ないだけでなく、対象が不断の変化の過程に服しているだけに、再帰的分析をもって相対化し続ける必要にも迫られる。

“人間は社会的動物である”という命題は、人々にとって社会が不可欠であることを意味している。換言すれば、この社会的「存在」は「関係」化と「関係」間の有意的接合において実在し得るだけに、「関係」の接合様式が社会の形態を規定し、様態化するだけでなく、「関係」の脱(再)接合において変容することにもなる。また、「関係」化とは価値の内面化であり、「関係」において所与の価値が社会的・個人的に内面化し、「行動」において顕在化する。すると、「存在」条件の認識が所与の「関係」の再編の必要の意識とも結びつき得ることにもなる。というのも、「主体」は所与の時空間において実在し、自らの行動を慣行化しているにせよ、「関係」の認識において自らを客体化し、「関係」を相対化し得るからでもある。これは日常実践とは言えないにせよ、社会的移行期においては、あるいは、偶発事の認識と対応は、所与の状況の相対化の必要を喚起し得るからである。

同一の言葉によって対象にアプローチし得るとしても、「客体(対象)」は、時間的には「同質異形性」を帯びるし、空間的には差異性や種差性を宿さざるを得ないだけに、「表象」の様態は多様化するし、この脈絡において「表徴」も多義性を免れ得ないことになる。だから、同一の言葉で一般化するには諸制約を留めざるを得ないだけでなく、語源を同じくしつつも、派生語や造語の、あるいは、複合語の必要にも迫られる。さらには、「ディシプリン(discipline)」という言葉が「学問」という含意にあるのみならず、「規律」や「訓練」を意味しているように、「存在」

の認識や理念化には何らかの方法やパラダイムが求められるとともに、対象へのアプローチの「範式」が認識に制約を課すことにもなる。それだけに、対象を同じくするにせよ、分析の視座と方法を異にすると解釈は多様化し、論争を呼ばざるを得ないことにもなる。これは、分析視座や基本的パラダイムの脈絡規定性が「表象」の、したがって、表現の差異となって表われ、「言説」性^{ディスコース}を帯びざるを得ないことを意味する。

<「国家」> 「国家(state, Staat, État)」という言葉が政治(学)の最も包括的で一般的な概念でありながら、多義性を免れ得ない。これは、「国家」とは空間的に区分されることで境界化した政治的共同体の一般的表徴であるとはいえ、その形態が時空間を異に多形化しているという脈絡制約性に発している。それだけに、経験主義的視座から、あるいは、機能主義的・操作主義的パラダイムから「国家」という言葉を政治学の用語から排除すべきであると指摘されたことがあるし、同趣旨の意見は、なお、散見されることでもある。だが、「国家」の含意が時空間の制約に服しているにせよ、「領域」型社会経済組織を、あるいは、この組織と統治機構との連関を問ひ、これにアプローチしようとする、と、「国家」を被説明項とし、「分析対象」とせざるを得ない。これは「国際関係」や「国際政治」を理解しようとする、と「国家」を「分析概念(装置)」とし、説明項とせざるを得ないことにも端的にうかがい得ることである。というのも、個別関係の有意的連接において「国家」が組成されていることに、また、「国際関係」が「国民-国家」の「関係」であることに鑑みると、「国家」が所与の現実として浮上せざるを得ないからである。

「関係」自体は不可視であるにせよ、制度と規範を媒介として組織され、構造化することで「行動(action)」や「行為(behaviour)」として可視化する。すると、「行動」は「関係」において有意性を帯びることになるから、アクターと機制との相関性が、また、構造の組成と事象との相関性が問われてしかる

べきことになる。というのも、「関係」は意図や企図を媒介として有意的に接合することで形態化し、体系性を帯びることで構造化するからである。だから、構造は「関係」化において組成され、そのメカニズムはアクターを媒介として作動することで現象化することになる。だが、所与の「構造」を組成している諸関係の接合様式は個別の局面で一定の安定性や定着性を得るにせよ、諸矛盾を内在する矛盾内統一に過ぎないから、意思や企図を媒介として再構造化される必要を宿している。これは、社会経済関係が「動と反動 (action and reaction)」という、バクトルを異にする弁証法的力学を内在しているだけに、とりわけ、過渡期や移行期には、所与の関係の再構成を巡る対立は保守・変革・回帰というイデオロギー対立として顕在化せざるを得ないことを意味する。それだけに、レジームや体制の移行の理論が求められるし、「時期区分」の設定も必要とされることにもなる。これは、社会過程が単線的・自然的運動に服しているわけではなく、理念や言説を媒介とする既存の構造の「再構造」化の、換言すれば、「関係」の再接合と社会構造の再成層化の過程であるだけに、経路の継続性と進路の再設定という断続の「局面」を設定する必要があるからにはほかならない。

社会的「存在」にとって“場所”と“関係”は不可欠であり、不可避でもある。また、「関係 (化)」は経路依存性と脈絡規定性を免れがたく、これが“現実”に作用するだけでなく、“将来”に影を落とすことにもなる。というのも、社会の「将来」像の設定には、脈絡の再規定という「投企」機能が求められるからである。また、所与の社会経済関係は、基本的には、「国家」において組織され、重層化することで有界化している。これは、社会組織とは「関係」の制度化（ないし「制度化された関係」）であって、一定の「空間」と「規模」において成立し、「範囲」化していることを意味する。そして、個別の「規模」は、広狭と疎密を、あるいは、組織の性格を異にしつつも、一定の範囲で区画され、「領域」

として「^{リミット}圏域」化している。すると、政治 (学) における「^{テリトリー}領域」とは、「国家」において組織され、有界化した「圏域」のことであって、「領域」規模の政治と社会経済の複合的諸関係が「国家」に抽象され、その権力装置によって、また、言語などの文化的契機をコミュニケーションの手段とすることで一定の範囲において「規模」化していることになる。

<「国家存在」> 西欧の政治理念史からすると、「国家」とは「^{コモンウェルス}政治体」において表象される人的結合体であって、「幻想 (imagination)」や「虚構 (fiction)」というより、存在論的には、「領域」化した実在的総体を「表象」するための言葉とされてきたことになる。だが、社会的実在は「関係」において成立することに鑑みると、「国家」という言葉は「領域」規模の諸関係を総称するための「標徴 (representative, signifiant)」にほかならないことになる。換言すれば、経済社会関係は公的権力を媒介として分節化することで「社会構成体」に組織され、この組織体が「領域」において組成されていることになる。「国家存在 (statehood, *Staatlichkeit*)」とは、この「社会構成体」の存在論的表現であり、関係論的実体概念である。すると、「国家」とは、存在論からすると、政治権力と社会経済権力によって組成された「領域」規模の「国家存在」の諸形態を捨象した「抽象」概念であって、「領域」型諸関係の一般的表徴であることになる。また、制度論からすると、「国家」という“存在”は統治機構と社会組織とが有機的に接合することで成立し得る複合的総体にほかならないことになる。そして、この「国家」が「資本主義国家」として現れるのは社会経済関係の固有の編成原理と様式に負うことである。

「資本主義国家」が「観念的総資本家 (ideal collective capitalist)」として「人格」視される場合もあるが、これは「領域」規模の政治的・社会経済的「関係」が資本主義的「国家存在」として実在し、資本主義的関係として組織されていることによる。すると、「資本主義国家」という言葉は、存在論的には、資本主義的社会経済関係（「国家存在」）の認識

論的「抽象」であり、「関係」の「行動」化において可視化する「事象レファレント」を「表象レプレゼンテーション」するための「標徴(言葉)」にほかならないことになる。また、「国家」に抽象されると、それ自体が自立することで「イデオロギー効果(ideology effect)」を帯びることにもなる。

「統治組織(機構)」が固有の機能を帯びることから、「物体」視され「国家」と同視されると、概念の混乱を呼ばざるを得ない。これは、「国家」の統治組織が政治的凝集機能を果たすことによるだけでなく、関係論的実在の表象化によって有意味化した表徴が「幻想」性を帯び、そのイメージが間主観的に共有されるとともに、ナショナリズムという心理的契機が社会経済関係の紐帯として根柢化することで「国家存在」が共同体のイメージで心像化することにもよる。この点では「世界」像も同様である。というのも、「世界」とは、地理学的には「空間」概念であるにせよ、政治(学)的ないし「国際関係(政治)論」的には、相対的に自律(立)した「国民(的)国家」間の流動的関係の複合的総体にほかならないからである。これは、係争地や非「国家」型勢力による制圧地や「挫折国家」はあるにせよ、「国際インターナショナル的(国民間的)」という言葉からもうかがい得ることである。この視点からすると、「国際関係」が固有の力学に服しているにしろ、「独立変数」とは言えず、「国家存在」の点で個別性を帯びた「国家」間の流動的で弁証法的力学の総体と見なすべきことになる。「国際関係」論においても「国民-国家」が基軸的構成要素にあることに鑑みると、「国家」は他の政治的説明項によって理解すべき「被説明項」の位置にあると言える。「国家論」は、こうした「国際関係」を視野に収めつつ、「国家」という固有の関係論的実在にアプローチしようとする政治学の、ひとつの分野にほかならない。

「政治(politics, *Politik*, *politique*)」という言葉は、語源的には多義的である。また、その現象となると多形的であるし、静態的空間を構成しているわけではなく、力学的動態概念である。統治(為政)

論からすると、政治とは個人を集団に組織し、統合するための「社会技術」であって、そのためには「政策(policy)」が必要とされることにもなる。だが、政策は所与ではなく、統治の合理性と規範化に依拠せざるを得ないし、制度化される必要にもあるという点では「構成的(constructive)」である。それだけに、言説と修辞に媒介され、象徴操作を随伴せざるを得ない。これは「政治」の一般的特徴であって、この限りでは「国家」も社会組織であると言えるにせよ、他の社会組織とは類型を異にしている。というのも、「国家」という言葉は、支配的集団が所与の共同体を統治するための「指導理念」と不可分の関係において登場し、「領域」規模の政治的・社会経済諸関係の総体を表象することで全体拘束性を帯びることになったからである。また、この関係が重層的に連鎖化することで、「国家」としての存在が一定の自律性と組織性を具有し、その固有性において国際関係の基本的構成要素となったからでもある。

<「国家性」> 「国家」における「領域」化とは、社会経済関係や文化の政治的「圏域」化のことであって、「住民」はこの圏域に包括され、「政体(body politics)」を構成することで所与の歴史的局面において時空間を共有する。これは、社会経済関係が「領域」規模で組成されることで「国家存在」として実体化するとともに、この関係論的実在の関係性が「国家」において捨象されることで「国家」の理念が「象徴効果」を帯び、固有の生命力を宿すことを意味する。すると、「領域」とは社会経済関係の政治的有界化のことであるだけに、「国家」という表徴(言葉)は「国家存在」に具象する諸関係の総体を「指示対象」とする「抽象」概念にほかならないことになる。換言すれば、関係論的「存在」が理念化することで物象化し、固有の「象徴効果」を帯びるように、「国家」という言葉が「形而上学的効果」を持つことで諸関係が「国家」に包摂され、精神的統合機能を果たすことで「規律効果」を発揮することになる。これは、基本的価値が扶植されることで、他

の「領域」の住民との比定において「同質性」の意識が形成されることを意味する。だから、「政府（government）」は「国家」という表徴に訴えることで物理的強制力を独占し、これを正統的に行使するだけでなく、「国家」をイデオロギー操作の手段とし、法制をもって所与の「領域」の住民に服属と忠誠を強要し得ることにもなる。

「政府」は「国家」の権力機構として、社会経済的諸関係を「領域」において組織し、行政機能をもって統治する。「内／外」関係は「排除／包摂」関係において成立し、「領域」内諸関係は固有の接合様式（諸関係の「関係化」）において個別の形質を帯びる。これは、諸関係の接合様式が「国家存在」に固有の形質を刻印することを意味する。また、「関係化」は何らかの理念や原理を媒介とせざるを得ないし、その組成には文化的契機やナショナリズムという精神的契機が強く影響することにもなる。「国家性（stateness）」とは、「国家」の歴史的生成に発する関係論的特質であって、「国民性」の差異として現れる。また、関係間の連鎖化は「国家権力」による政治行政機能に負うだけでなく、社会関係自体に内在する伝統や文化などの「社会的凝集性」の要素にも依拠していて、この社会的契機が「国家性」の基底的要因ともなる。だが、「関係」が歴史の所産であるだけに、原基性を留めつつも一定の変容に服するという点では可変的で可塑的でもある。「国家性」を政治学の分析装置とせざるを得ないのは、「国家形態」の類型化が、認識論的には、時空間レベルにおける比較の視座に負うことにも認め得るように、現代国家の圧倒的多数が「資本主義国家」という国家類型に包括されるにせよ、その構成は共通性と特殊性を帯びているし、ナショナリズムも同様の性格にあることによる。

「政治権力」（「国家権力」）が諸関係を一定の規模において接合し、「国家」において有界化するが、その様態は個別局面に規定されて多形化せざるを得ず、「国家」に編成する政治制度の差異として現れる。すると、「国家性」とは社会経済関係の接合様式の

歴史的固有性の表現にはかならないから、「国家」一般が存在するわけではなく、固有の「国家性」に規定された「国家存在」の諸類型が存在しているにすぎないことになり、この実在を「国家」という一般的概念で表象していることになる。この視座からすると、「資本主義国家」が多形性を帯びているのは、こうした「同族（同質）異形性」に発していることになる。また、「国家」の「公共性」は、「国家」が凝集性の観念的要素として自立し、住民の行動が「国家存在」において相関化することで「関係」に内在する基底価値が規範化し、「幻想」であれ、共通の関心として共有されることによる。この脈絡において、「国家」という表象は形而上学的効果を帯び、「関係」から遊離し、「国家理性」という「権力の秘儀」が「至聖」視されると「^{エタテイズム}国家主義」に転化する。

<「国家」概念の二重性> 社会経済関係は制度化されることで組織性と体系性を帯び、行為において具象する（「具象の関係性」）。「政府」ないし「統治機構」は社会を「^{ガヴァン}操縦する」ための機構であり、「国家」の「統治装置（governmental apparatus）」として政治権力（「国家権力」）を行使する。換言すれば、「国家装置」が社会経済的諸関係を体系化し、社会経済的諸実践に一定の方向性を与えることになる。また、「イデオロギー」が価値を内在する社会的観念形態であるとする、政治的「言説」も同様であって、基本的には社会の組織原理との照応性が求められる。すると、統治の原理と社会の編成原理とが価値「合理性」において照応している必要にあり、自らの組織と実践も、この準則に拘束されざるを得ないことになる（自／他の行為準則の設定と「自己規律」の制約性）。というのも、「政府」という組織体や「統治」という政治機能は固有の性格を帯びつつも、「社会」の編成原理や慣行と乖離していると、少なくとも「通常国家」においては政治支配の正統性を欠かざるを得なくなるからである。「国家」の統治組織が固有の機能をもって「社会」から相対的に分離し、一定の自立（律）性を帯び得るのは、原理的には経済内的強制関係に発しつつも、社会編成

原理に照応し得る統治の機能原理を正統性の論拠とすることで、所与の「領域」において諸関係を「総括」し得るからにはかならない。また、「法 (right, *Recht*)」が「道理」(「国是」として規範化し、「権利-義務」関係として「実定法 (positive law)」化するためには、「国家」の実在性の擬制において「国家装置」が「法規範」を扶植し、「価値剝奪」をもって強制することが求められる。この機制において「国家」は社会の「権利-義務関係」の強制の契機として自立化する。これは「国家」の統治機構が「国家」という抽象の具象として現れ、両者が相同性を帯びることを意味する。

ドイツ公法学の視点から「領域・国民・主権」が「国家」の構成要素とされる場合が多い。これが「国家」の構成要件であるにせよ、なぜ「国家」の要素となるかが、また、三者がどのように相関化しているかが明示されているわけではない。これは「国家」に組成する「権力主体」の認識を必要としていることを、換言すれば、「統治機構」が政治(為政)において「国家」を具象するだけに、両者の脈絡化が求められることになる。すると、「抽象-具象」関係において、諸関係を「領域」化する政治的組織体が、とりわけ、「執行権力」機構が徴税と兵制によって住民を統治するだけに、「国家」の機制機関が「国家」として具象することを想起せざるを得ないことになる。換言すれば、政府は「社会構成体」の「部分」でありながら、社会経済関係を「領域」化し、この空間における「領民」を「国民」化し、法制と行政によって「秩序」づけるとともに、相対的自立機能をもって社会経済的諸関係を一定の方向に誘導することで自らが「国家」化することによる。「国家」の権力機構が「国家」という抽象に仮託され、支配に「合理的」正統性が付与されることで「権力」の「権威」化が起こることにもなる。あるいは、「権威」の契機に訴えることで「権力」を行使する。「国家」の社会管理機能が「司牧神学 (pastoral theology)」(「牧童-家畜」関係)に擬せられるのは、こうした統治-被統治関係において「国家存在」が

一定の秩序のもとに統一され、誘導されるという政治の現実認識に発している。そして、「^{ネーション}国民」の概念は西欧市民革命期における「臣民」の「公民」化と結びついて浮上し、「国家」と一対化したことでもある。

「国家」が「統治機構」という「権力組織」と「領域」に有界化した社会経済諸関係の「総体」(「国家存在」という二重性を帯びるのは、「政府」が関係論的「存在」を具象(表現)することによる。これは、政府が「国家」の名において自らを語ることで「主体」化するとともに、「秩序」の維持という「公共性」を保障するための権力「主体」(「国家権力」として現出することで両者が「相同」視されることを意味する。換言すれば、「政府」が「国家存在」という関係論的実体を具象し、「抽象」と「具象」との往還運動において「国家」という言葉が両者を媒介する共通項となることで「国家存在」と「国家機構」とは互換性を帯び、類別されることなく等視されることによる。

<「主権」と「ヘゲモニー」> 社会経済関係の越境化が深化し、EUに見られるように、政治権限の上位機関への部分的委譲が起こるなかで、「主権」概念が揺らいでいるとされる。だが、「主権 (sovereignty, *souveraineté*)」とは、原義的には「国家」の至高性を意味する法的概念であり、その至高性と不可分性をもって「領域」の対外的自律性と対内的統一性を正当化するための法源とされる。それだけに、国民の統合と自律性という点で、「主権」概念は二重の性格を帯びる。というのも、「国民(的)国家」とは他との関係において成立する概念であって、世界史的脈絡において住民を「国家」において政治的に区画し、この「領域」型「国家」に「主権」が帰属するとされることで「国家」は自律的存在であると見なされることになったからである。換言すれば、国内的には「人民(国民、民族)主権」の理念を基礎に「国家」の「統治機構」が「公的権力」機関として社会的諸関係の形式的枠組みを設定するとともに、対外的には「国家主権」の理念をもって所与の

住民の「意思」を外交関係において再現（「代表、representation」）すると見なされることになったのである（内／外の二次元における「主権」概念の“ヤヌス”性）。「国家」が物理的「強制力」と「制裁力」という強圧的政治権力を発動し、あるいは、その威嚇をもって心理的に拘束することが正統性を帯び得るのは、こうした「主権」の二重性に発する。それだけに、「国家」は内外諸関係の政治的結節点と諸矛盾の収束点とならざるを得ない。

社会経済関係がシステム化し得るには「価値剝奪」の契機のみならず、「同意と説得（consent and persuasion）」という「権力」のソフトな契機を媒介とせざるを得ない。「ヘゲモニー（hegemony）」の概念は政治（統治）におけるイデオロギ的契機であって、従属的諸階級と諸勢力の「同意」を調達する知的・道徳的指導力のことである（A. グラムシ）。この能力は、所与の经济社会関係に内在する価値が「誘意性（valence）」を帯び、日常の実践と慣行において習慣化していることに発しているだけでなく、政治的「言説」が所与の社会経済の編成原理と呼応し得ることで説得力を帯び、制度化されることにも負っている。というのも、ヘゲモニーは社会経済関係に潜在的な価値に発し、社会的アクターに媒介されることで基底の価値が実現されるからである。ヘゲモニーは社会に発し、政治的「言説」が法体系において制度化されることで、アクター間の相互行為が規制され、一定の方向に誘導する。すると、「ヘゲモニー」は所与の社会構成体の統合と凝集化の点で不可欠の要素の位置にあることになる。これは、ヘゲモニーが機能不全化すると、「通常国家」の「例外国家」化が、あるいは、政治的強圧機構による「国家」の権威主義化が起こることを意味する。

「ヘゲモニー」の概念を国際関係に援用すると、国際「秩序」の形成と維持に占める指導的（諸）国家の“ソフト”な権力機能を指すことになる。すると、「覇権（supremacy）」は「ヘゲモニー」と「強制力」との複合的権力において成立し、「覇権国」は両契機に依拠し、同盟関係を形成することで国際的

「優位性」を維持し得ることになる。それだけに、「覇権」をめぐる地政学的・経済地理学的対抗関係において「ヘゲモニー」が重要な契機とならざるを得ず、軍事的優位だけでは規範的指導力を欠くことになる。この視点からすると、「国際関係（政治）」を軍事力に還元するわけには、あるいは、「覇権」を武力的「力関係」とその移動だけでは説明し得ないことになる。

<「国家企図」と「国家政策」> 「現実的－具体的」社会経済関係は「国家」において^{ステイト・システム}として組織される。その「形態」と「形^{フォーム}状^{コンフィギュレーション}」は社会経済関係と社会諸勢力の配置状況のみならず、「国家」間関係の歴史的脈絡にも規定されて多形化せざるを得ない。「国家体系」は固有の組織原理と「言説」を媒介として組成され、「国家機構」の「戦略的選択性」にも服している。すると、社会経済の関係論的力学と政治権力の企図とは不可分の関係にあり、社会諸関係の変化に対処し、これを再編しようとなると、さらには、「国際関係」に対応しようとする、^{フォーム}「国家」的規模の構想や計画が求められることになる。これが「国家企図（state project）」の概念であり、「政策」において現実化する。

「国家企図」は政策の立案に発し、その工程化と結果の「評価」という「政策過程（policy process）」を経るが、ある「企図」が政策化されることで社会経済「秩序」が暫定的に安定し得るにせよ、その形態と形状は断続過程における一時的位相に過ぎない。というのも、形態とは「関係」を組成している諸契機が所与の必然的条件において偶発的に接合しているに過ぎないから、個別「関係」と「関係」間関係は静態的ではあり得ず、両者の展開は内在的諸矛盾を外在化させざるを得ないからである。これに対処しようとする、^{フォーム}「国際関係」の“圧力”にも服しているだけに、「関係」の接合形態の再編が求められることになる。それだけに、「起案」から、その実施と「評価」に至る「政策過程」はフィードバックを繰り返さざるを得ないだけでなく、当初の「企図」の組み替えや修正が必要とされることにもなる。こ

れは、「国家企図」が歴史的脈絡に規定されるだけに、「イデオロギー企図」によって社会的合意を導出し、この権力のイデオロギー機能によって所与の関係を再編成することが求められることを意味する。すると、「政治過程」とは「国家」の機構と機能を軸とする「政治の社会化」と「社会の政治化」との往還型の複合的過程のことであるから、政府の機能は不断の再帰過程に服さざるを得ず、この双方向型伝導過程の機能不全化は「危機管理の危機」や「正統性の危機」を呼ばざるを得ないことになる。政策過程と統治過程が政治学の「被説明項」^{エクスプリカandum}とされるのは、こうした脈絡に発している。

<ガヴァメントとガヴァナンス> 存在論的視点からすると、「領域」規模の諸「関係」は「国家権力」の政治的統合機能によって分節化し、「国家」において組成されることで持続性を帯び得ることになる。だが、この社会経済的諸「関係」は「国家権力」のみならず、「社会権力」によっても組織されている。というのも、「社会構成体」^{ソシヤル・フォーメーション}は、第1次的には、社会経済関係に内在的な「社会的凝集力」に負い、日常的に組織されることで「秩序」が形成されているからである。これは、所与の社会構成体が「国家」の権力装置による「統治 (government)」によるのみならず、「社会」内権力関係による管理と規制に服していることを、換言すれば、「全体包括的 (公的) 権力」と「個別的 (私的) 権力」との複合的網状化において、社会構成体は一定の体系性を帯び得ることになる。すると「国家」としての存在^{ステイトフット} (「国家存在」) は、「国家」の機関による「統治」と社会の管理機能との複合的システムにおいて組成されていることになり、その編成は公的・私的権力によって網状化していることになる。この点で「ガヴァナンス (governance)」という言葉は「権力」の網状化 (「ネットワーク化」) の様態を説明するための用語である。この言葉をもって政治レジーム (議会制と大統領制や権威主義体制と軍事体制など) と政策過程の固有の形態との複合的説明概念とする限りでは有用であるにせよ、その様態は社会経済に規定

されることを看過するわけにはいかない。また、公的権力と私的権力の「制裁」の契機が発動の性格を異にしていることにもうかがい得るように、「国家権力」の機能と機構を「ガヴァナンス」に解消するわけにもいかない。

自由主義的「資本主義国家」は「自由主義的資本主義」^{リベラル・キャピタリズム}を体制原理とし、「国家権力」と「社会権力」との複合的権力機能に依拠している。これは、資本主義国家が「国家権力」の社会管理と操縦機能のみならず、社会権力の「秩序維持機能」にも負っていることを意味するだけに、「国家権力」は社会秩序の安定化を自らの安定条件とせざるを得ないことにもなる。国家権力と社会権力との相関関係は歴史の局面を異に様態と比重を異にする。これは社会経済関係の「新自由主義」^{ネオリベラリズム}的再編過程にも認め得ることである。政治学における「ガヴァナンス」概念は、諸アクターの力学的政治過程や統治の組織的編成と制度化において「秩序」が維持されていることから、その全体像に注目すべきであるとする認識に発し、また、ガヴァナンスとは統治の様態概念であるだけに、「権力」行使の規範的用語ともされている (例えば、「良きガヴァナンス (good governance)」の概念)。さらには、両者の類語として「ガヴァメンタリテイ (governmentality)」の概念がある。これは、国家の「統治 (経世) 術」が何らかの合理性に負うことで「指図 (指示) 機能」を帯び得るとする認識に発し、統治の実践性が何らかの規範性と合理性に依拠し「常識」化する必要にあることを意味する。すると、「国家」における「ガヴァナンス (統治性)」は「ガヴァメント (統治, 為政)」の「ガヴァメンタリテイ (統治術)」に負っていることになる。「国家権力」の「ガヴァメント」を様態や統治術に解消するわけにはいかないが、「世界政府」が存在しない状況においても一定の「秩序」 (「国際レジーム」) が存在していることに鑑みると (「政府なき統治」), あるいは、流動的状況においても、その形成の営為が繰り返されていることを踏まえると、「ガヴァナンス」の概念を「世界政治」や「国際関係」に敷衍

し、その様態を説明するための用語にするという点では、また、規範的視点から国際秩序を展望するという点でも有意性を帯びていると言える。

(2) 資本主義と国民－国家

<「ネーション・ステイト国民－国家」> 「社会的生産関係」が存続し得るためには労働力を含めて生産手段が必要とされるだけでなく、この関係を支える規範や制度を不可欠とするし、関係の再生産も必要とされる。また、「資本主義」は所有主義的「経済的自由主義」の理念を精神的駆動力とし、「目的合理性」ないし「技術的合理性」の観念が経済社会関係に埋め込まれ、日常化することで「市場社会 (market society)」が成立する。「資本主義国家 (capitalist state)」とは、こうした利潤追求型市場社会が「領域」規模で政治的に編成された諸関係の総体であって、この関係において社会は種類を異にする「商品」所有者の交換関係として現れる¹⁾。その形態は多様であるにせよ、これは「ホモロジー同族性」ないし「家族的類似性 (familienähnlichkeit)」の範疇に属することであって (L. ウィトゲンシュタイン)、基本的編成原理という点では構成要素を共通にしている。また、資本主義的生産様式は時空間を異に多様な継起的局面を経つつも「擬制商品」に依拠しているだけに、市場諸力だけでは自らを再生産し得ず、常に、「国家」による存続条件の供与と経済外的介入機能を不可避とする。

「自由主義的資本主義国家 (liberal capitalist state)」の統治機構は、組織的にも機能的にも、社会経済関係から分離し、相対的に自律 (立) している。その政治機能は、時空間を異に多様化せざるを得なかったし、現況でもあるにせよ、固有の「言説」と「政策」を媒介として支配の「正統性」を導出し、社会を「秩序」のうちに編成することにある。こうした「国家」の固有の機能は法制をもって財産権や契約権を保障し、貨幣を铸造し、その流通を調整しているだけでなく、労働力の育成や開発技術の強化を含めて生産と再生産のインフラを整備しているこ

とに端的に認め得ることである。「国家」の機能が自立性を帯びざるを得ないのは、資本主義の経済機能が経済 (内) 的強制関係に依拠しつつも、その作動メカニズムは自動 (立) 的ではあり得ず、諸矛盾を内在していて、その合理性が不合理に転化するだけに対応策を必要としているだけでなく (「矛盾内在的構造」)、社会経済のインフラ投資は徴税を媒介とする財政政策によらざるをえないからである。この機能が所与の「領域」における「秩序」の維持機能として繰り返される必要にあるだけに、「国家」の治安と国防の機構は物理的強制力の行使主体として現れ、「公共財」の保全機能を果たさざるを得ないことにもなる。

「国民 (nation)」とは、他の「国家」規模の集団との比定と同定に発する「想像の共同体」(P. アンダーソン) のことであって、政治的所産でもある。これは特定の言語の「国語」化 (「方言」の消去) や「国民軍」の創設に端的に認め得ることである。「住民」は自然的・血縁の共同体を基礎に「国家」において「国民」として政治的に組織されることで「国民 (的) 国家 (nation-state, national state)」が成立する。これは政治関係における「臣民」の「市民 (公民)」化の過程ではあるが、その転成過程は種差性を帯びていて、「順行と逆行」との、あるいは、「動と反動」との入り組んだ過程をたどっている。西欧経済史の脈絡からすると、この過程は生産諸関係の「資本主義」化と広域経済圏の形成過程とも結びついている。この「国家」の歴史的類型が「資本主義国家」であり、その政治形態が「国民－国家」型政治的共同体である。これは、社会経済関係が「国民」的規模で編成されることを意味する。この「国家」は文化的・法制的「種差性」を内包しつつも、ナショナリズムというイデオロギー的契機を「識閥」とし、幻想であるにせよ、この意識が政治的に扶植されることで「共同体」感が自覚されることになる。換言すれば、「国民」としての帰属感の共有の意識が間主観的に内面化され、「脱世代」性の意識を帯びることで「国民」と「国家」とは一对化し、

「国民(的)国家」において一体化することになる。

「国民(的)国家」は、一般的には、支配的民族を軸として複数の「民族」から構成され、言語の点でのみならず(例えば、カナダのフランス語圏と英語圏、ベルギーのフランドレンとワロン)社会経済的にも重層化しているだけに、民族的対立の潜勢力を宿している。これは、諸民族が「国民」に包摂され、「間世代性」の意識が共有されることで「国民(的)国家」に「容器」化し、「領域」規模の「運命共同体」感が生成するにせよ、必ずしも、諸民族が「国民-国家」に安定的に内封されているわけではないことを意味する。また、「国民(的)国家」に「統合」されている場合といえども、歴史的には、世界資本主義体制の編成過程において地域的偏差や従属性を随伴することになったし、列強や強国による植民地主義的「統合」に発して「上置境界」化している場合が多い。「国民」と「国家」とは概念を異にし、多くの場合、歴史的には異類のエスニックな存在を「国家」において統合するという経緯を辿っている。それだけに、「同化と異化」の、あるいは、「包摂と排除」の対抗力学が潜在している。とりわけ、社会的変動期には、「国民(的)国家」における「民族」間の「共存」を期し得ないとする意識が深まると、文化的差異や経済的自立性の認識が顕在化し、「民族ナショナリズム(ethno-nationalism)」と結びついて遠心化の力学が作動することで「分離」の運動が浮上せざるを得ないことになる。

＜ナショナリズムとインターナショナリズム＞ ナショナリズムは「国民存在(nationhood)」の心理的・イデオロギー的紐帯であって、「国民(民族)主義」や「国家主義」の訳語が充てられている。これは、「領域」規模の社会経済関係の総体が「国家」によって表象され、その人的構成主体が「国民(民族)」によって具象することによる。これは、ナショナリズムとは、少なくとも論理的には、閉鎖的意識とは言えず、他の「国民(民族)国家」との比定を媒介とする同定の意識に発することを意味する。換言すれば、ナショナリズムとインターナショナリ

ズムは同一コインの両面であって、そうでないと「トランスナショナリズム」に包摂されてしまうことになる。これは、ナショナリズムが同類性の範疇に属し、比定の意識に発していることに鑑みると、形容矛盾ないし自己矛盾を呼ばざるを得ないことを意味するからである。

ナショナリズムの構成要素は個別「国家」を異に多様であるが、「国益(national interest)」の概念と結びついている。確かに、安全保障や社会的共通財のような国民的規模の物質的利益はあるにせよ、「国益」とは経済社会関係に内在する基本的・支配的価値の表現であって、とりわけ、変動期にはその価値の意識が審問されることになる。また、「^{イギリス}関心」とは精神的レベルの表現でもあるだけに、規範的には「民主政」の理念とも結びつく。すると、ナショナリズムと民主政との相関化が、また、ナショナリズムの民主的内面化が問われざるを得ないことになる。

(3) 「国家」と民主政

社会諸関係は、目的論的結合という点では組織形態を個別にしつつも、「領域」規模で関係間化することで「国民-国家」に組成されている。この人為的・関係論的複合体は、垂直的・水平的諸関係の分節的結合体であって、制度と組織の点では政治空間と社会空間とに分け得るにせよ、存在論的には機能的に分化した複合体にほかならない。両者の法領域が公法と私法とに一応は区別されているように、一般的には「国家」と「社会」との二元論から理解される場合が多い。すると、この結合体の「部分」と「全体」との相関性をどのように理解するかとなると、認識論的には、有機体主義的「全体」論と機械主義的「要素」論との、また、方法論的には、「個人主義」と「集団主義」との対立という古くからの問題を呼ぶことになる。この点で「(新)自由主義」は政治と社会の2分論から、社会空間の活動範囲の最大化に「自由」の観念を措定し、「消極的自由」観か

ら政治的介入に「専政」の契機を求めている。だが、「グローバル化の逆説」とも呼ばれているように、社会経済関係の市場原理主義的「脱領域化」と「競争国家」化との併存状況は統治（官僚）機構の再編を求め、「国家」の“再活性化”を呼んでいるということ、これが実態である。すると、「国家」とは政治的・社会経済的諸関係の総体であるだけに、この関係論的総体の接合の原理が問われてしかるべきことになる。

確かに、政治空間と社会空間とは制度的にも機能的にも分離しているということ、これが「資本主義国家」の特徴であると言える。また、「国家」の統治機関による社会の権力的指令は「全体主義独裁」や「権威主義的・家父長的政体」と連動せざるを得ない。だが、反国家主義的自由観において社会経済関係に内在する「不自由」や「不平等」の現実が看過され、あるいは、正当化されると、個人の自律性や自己実現の契機が欠落せざるを得ないことにもなる。「民主政」論の現代的課題はこの地平に求められる。この視圏からすると、資本主義国家における「民主政論」は政治と社会との分離を理論的前提とし、この地平から集団の自己決定論や個人の自律的「自由」観を設定すべきことになる。

人々の生活と経済社会関係とは不可分の関係にあり、各人は間主観的相互関係のなかにいる。これは自明のことであるにせよ、「個人」と「社会関係」との相関性の問題は「個人主義」と「全体主義」との対立に、あるいは、リバタリアンとコミュニタリアンとの論争にもうかがい得るように、政治社会論に底流している難問である。すると、「国家」において個人の社会性と自律性との両立性ないし「共立可能性 (copossibility)」をどのように期すかという理論的・実践的課題が浮上せざるを得ないことにもなる。また、「社会」は齊一な構成にはなく、対立的契機を内在した多元的構成にあることを踏まえると、社会的「多様性」のなかで統一的調和をどのように期すかという政治的問題にも直面する。この問題に応答するための手がかりを「自由民主政（主義）」の

理念と実践に求めざるを得ないのは、現代の政治と社会は「自由」と「民主政」を基底価値とし、少なくとも、この鍵的概念が「自由民主政国家」の憲政の基軸的構成原理の位置にあるし、一般的規範原理ともなっているからである。

「民主政」^{デモクラシー}とは「人民（民衆）の支配（権力）」を原義としているだけに、“参加”と“平等”の理念とも結びつかざるを得ない。だが、この政治の制度と体制は「最悪の政治形態 (the worst form of government)」(「チャーチル命題」)とも呼ばれている。この「うがった名言」は退陣に追い込まれたチャーチルの個人的経験に発しているにせよ、所与の「民主政」が「最悪」であるがゆえに、常に、改善の余地を留めているということ、換言すれば、民主政の民主化が永久の課題となり得るとする逆説的表現であるとも受け止めることができる。それだけに、また、民主政の名において現状よりも“悪い民主的”政治形態が選択される可能性も留めている。「進歩」が「退歩」の、あるいは、「改良」が「改悪」の思想や実践と結びつき得ることは、あるいは、現実の矛盾との対応が意図に反して“逆説”に転化し得ることは歴史の教訓でもある。そして、社会が多元化するなかで利害や言説も多様化と対立の傾向を強くせざるを得ないだけに、対立や異見を一元化ないし同質化しようとする、あるいは、社会を「国家権力」のもとに包摂しようとする力学が作動する。すると、社会的存在と個人的自律性との緊張関係が浮上せざるを得ない。この難問の糸口は「民主主義」を基礎に各人の自律性と社会性との、あるいは、自己展開に占める「差異」と社会的「調和」との弁証法的綜合を期すことに求めざるを得ない。

現代の「自由」論は理論的・実践的緊張関係のなかにある。というのも、「国民国家」の資本主義的構成において、「所有権」の絶対性が基軸的社会編成原理であるにせよ、「所有主義的市場社会」(マクファーソン)における利益法人の利潤追求の“自由”と社会的個人の自律的「自由権」との原理的矛盾が顕在化しているからである²⁾。これは、「新自由

主義」の資本主義システムの「脱制御」論によって市場原理主義的「自由」観が支配的になるなかで個人の“孤立化効果”を呼び、社会的「連帯」と自治の契機が脆弱化し、経済的不平等と“不自由”が拡大したことにも認め得ることである。だが、他方で、こうした不満と不安は「同意」を媒介とすることで「権威主義的民主化」を呼びだしかねないという問題も伏在している。すると、「自由権的基本権」と「民主政」とをどのように結びつけるかが問われるべきことになる。というのも、「自由」と「民主政」との緊張関係が歴史の牽引力となっただけでなく、民主政は「自由」の実現を理論的・実践的課題とし続けざるを得ないからでもある。

「民主政」とは「人民による政治」を含意している。その語積となると多義性と論争性を帯びざるを得ないにせよ、「国家」レベルの一般的意味においては、所与の「領域」において全体を拘束し得る民主的決定体制を指している。これは、統治の機能と機制を掣肘するという消極的・防御的自由のみならず、政治への主体的「参加」を媒介とする創造的自由をも意味している。そのためには、「平等」の理念が重要な契機となるのは、各人の自律的「自己決定権(力)」を前提とせざるを得ないからである。というのも、「不平等」が、あるいは、「不平等の平等」が“自由化”の条件であるとされると、あるいは、不平等が社会発展の前提とされると、自律的「自由」の条件が看過されるだけでなく、「不平等」が正当視されることにもなりかねないからである。とりわけ、「社会」の優位性を、あるいは、「公共」の概念をもって「個人」の自由を規制する論拠とされることが多いだけでなく、「平等」の修辞をもって社会的同質性が強制されると、「平等」の理念が「全体主義独裁」に暗転するという“逆説”を呼ぶことにもなる。「社会」とは諸関係の総体であることに鑑みると、各人の自律性において社会を相対化し続ける必要があるだけに、不平等を是正し、批判の自由が実効性を持ち得るだけの経済的条件が求められることになる。これは、個人の自律性と社会の相対化との弁証

法的綜合を期し続けることが理論的にも実践的にも求められることを意味する。

「平等 (equality)」とは、確かに、相対的概念であって、その内実は局面を異に多様である。だが、「平等」とは社会的“均質性”ではなく、人格的存在の「対等性」のことであるとすると、「富」の偏在と「貧困」の併存という現実の「不平等」は「自己展開」の「自由」を阻害し、「他者配慮」観を欠くことにもなる。とりわけ、「法人」の利潤追求の「自由」は自然人の自由を阻害することになる。すると、「格差」を是正し、「差別」を解消することで「自由」の社会的条件を整えることは「社会的責任」とならざるを得ない。というのも、各人の「自己展開」の“自由”が社会的発展の原動力ともなるからであって、そのためには「平等」の政治的・社会的制度化が求められることになる。

確かに、政治的・社会的「民主主義」の諸条件を相関化しようとする、あるいは、その理念を実践に転化しようとなると、理念や「言説」が対立するだけに、諸矛盾や諸困難に逢着せざるを得ない。これは歴史的経験であるのみならず、現況でもある。だが、それだけに、人格的「自由」の理念は社会的「平等」の契機を媒介とせざるを得ないだけでなく、民主化の牽引力ともなり得るのである。

<「民主政と自律性」> 「民主政」は“デモス (人民)”による集団的自己支配 (統治) を原義とし、協同統治の理念とその体制を含意している。だが、「国民-国家」における代議制の成立は近代の「壮大な発見」(J.S. ミル) ではあったが、「自治 (self government)」と「統治」という背反性の問題を、いわゆる「ルソー命題」を呼ぶことにもなった。両者はベクトルを異にしているだけに、近代民主政の運動は「統治」と「自治」との矛盾内統一の認識を牽引力としたし、これは現況でもある。また、近代民主政における「公的自律性 (public autonomy)」は、少なくとも原理的には、民衆の「参加」を条件としていて、そのことで「国家」は国内的「凝集性」の、また、対外関係における「独立性」の論拠となり得

た。これは、「公的自律性」が社会から遊離せず、内的凝集性と外的独立性を維持し得るためには「民主的」であることが求められることを意味する。すると、「民主政」が政治の基底価値とされているかぎり、「国家意思」を社会意思の表現であるとし、擬制であるにせよ、社会意思に統治の正統性を求めざるを得ないことになる。これは、自立（律）的市民の“参加”が求められるとする理念において、投票権を媒介として社会の「意思」を徴集し、統治の自律性の機制を敷かざるを得なかったことにかがいでることでもある。

確かに、「民主政」と「共和政（共和主義, republicanism）」とは同義とは言えないにせよ、共和政の、あるいは、君主制との妥協形態である立憲君主制の理念と制度は民主化のモメンタムとなった。というのも、両体制においても、有徳者（財産所有者）を政治の主体とし、その統治を意味してただけに、民主政の理念や形態とは対立していたが、「共和政」とは「共同の福祉（*res publica, common weal*）」の観念に発し、政治的共同体の「公務」に属することであると見なされただけに、社会経済関係が形式的「平等」を結合原理とする限り、統治の原理との照応性が求められることにもなったからである。また、徴税と徴兵の「国民化」は政治の“国民化”を必要ともした。したがって、政治的「公共圏」の社会的基盤が問われると、治者と被治者との同位性の原則は政治参加の「平等」の要求を呼ばざるを得なかった。この政治像においては、各人の社会的差異を捨象し、政治参加の平等な権利を有する「市民」の“協治”が求められることになり、長い社会運動を経て人民の“意思”が「公的自律性」の正統的根拠に据えられることになった。

「領域」内社会経済関係の「統治」の不可欠性と「専政（制）」化の潜在性という問題は、近・現代の政治理念の基層に底流し、体制の転換期には体制選択の意識として浮上する。この緊張関係は「権力の不信」に発し、「自由民主政国家」においては権力の規制という「自由主義」の原理と代表者の監視とい

う民主的規制との複合的機制として制度化されている。この原理からすると、権力の機能的分立や議会における討論の自由という「自由主義」の原理のみならず、この機制が民主政と結びつき得るためには、公開性の原理（閉鎖性の排除）をもって応答性と有責性に耐え、選挙民の監視に服し得ることが求められることにもなる。これは、代表制民主政の政治過程には、選挙民が候補者や政党を選択し、その決定に従うという受動的レベルにとどまらず、多様な社会的「公共圏」を基礎に世論（公論）が間主観的に形成され、それが政策の形成過程に反映されるという能動的関与の機能が求められることも意味する。また、マスメディアの世論形成やアジェンダの設定に占める政治的機能に鑑みると、その批判的自律（性）が極めて重要な位置にあると言える。

近代における“魔術からの解放”は社会状況の複雑化とアイデンティティの多様化を、また、「価値」観の錯綜状況を不可避とせざるを得なかった。そして、「人民（国民）の意思」とは抽象的「言説」に過ぎないにせよ、これを制度的に表現しようとする代表制を媒介とせざるを得ない。また、個人の意思の集積が「人民の意思」として擬制化されざるを得ないにせよ、住民の意思や利益集団の利害は同質的構成にはないということ、これが実態でもある。したがって、議会が社会の質的差異や対立的意見の数的決裁の「場」とならざるを得ないにせよ、その機能には、選挙型代議制と論争的「世論」を媒介とすることで「一般意思」を発見し、その“高次化”を期すことが求められることになる。換言すれば、民主政とは所与の体制を不断に“脱構築”し続け得る政治体制のことであり、民主的理念において統治をめぐる「対話」が繰り返されることで諸矛盾が不断に止揚され続ける政治過程にほかならない。この視点からすると、権力者（集団）が自らの「意思」を「人民の意思」に仮託し多様な社会的意思を、さらには、「基本法」すらをも無視すると民主政は形骸化し、これが体制化すると現代型「専政（tyranny）」に転化することになる。絶対君主政が「臣民」の利

益の人格的体现者を僭称したとすると、その現代型専政版は治者と被治者との一体性の擬制をもって登場する「民衆型僭主政」にはかならない。すると、議会は選挙民の意向を集約し、決済する機関であるとしても、民意を反映し得ない選挙制度は、その合法的歪曲化にはかならないことになる。また、選挙民の棄権によって「民主政」下の「少数支配」が実態化すると、さらには、政策形成過程において抗議行動やイニシアティブなどの直接民主政の契機が無視されると政治不信は高まり、「議會制民主政」は機能不全化し、ひいては強権の発動を呼び出すことで「専政」に暗転しかねないことになる。それだけに、「私的自律性」が民主政の機能要件とならざるを得ないことにもなる。

「公的自律性」と「私的自律性 (private autonomy)」とは不可分の関係にあり、私的自律性を欠くと、政治は「専政」ないし権威主義的・家父長的体制と結びつく。これは、民主政が機能的有意性を帯び得るためには、少なくとも、「シチズンシップ」が確立され、情報へのアクセスが開かれているだけでなく、市民的「自由権」とも言える思想と良心の自由や結社・結党の自由という私的自律性の原理の制度化にとどまらず、社会的自由権を基礎とする自発的結合関係が求められることにもなる。だが、「経済的自由権」は資本主義の牽引力となっただけでなく、その展開過程が「不平等」を呼び、さらには、経済「競争」の自由の原理をもって「格差」化や「不平等の平等(化)」が所与とされ、あるいは、正当視すらされることにもなった。これは、経済活動の「自由」が、とりわけ、資本主義的経営の「自由」が人格的「不自由」に転化するという「^{パンドクス}逆説」現象を呼ぶことを意味する(資本主義的「自由主義」の“逆説”性)。それだけに、その乖離を埋めようとする行動が繰り返され、福祉政策の展開を見ることにもなったのである。

(4) グローバル化と「新自由主義国家」

<ネオリベラリズムとポピュリズム> 「グローバル化 (globalization)」とは、社会経済諸関係の越境規模の相互依存関係の深化過程のことであって、「リージョナル化 (regionalization)」と対立しているわけではなく、基本的には、越億規模のマクロ・リージョンの鱗状化の過程である。また、現代の「グローバル化」は市場原理主義的新自由主義の理念を政策の基軸とし、「IT (情報技術) 革命」を駆動力としていて、この力学と過程において社会経済関係の時空間は圧縮されることになった。社会経済関係は矛盾を内在しているだけに、内的矛盾の自己展開との対応の必要から基本的理念や基底的価値が組替えられることになる。その企図が“順向”性を帯びる場合もあるが、反転も起こり得ることである。社会経済関係のグローバル化と結びついて、^{ネオリベラリズム}「新自由主義」と^{ネオポピュリズム}「新人民主義」の“グローバル化”が起こったが、ネオリベラリズムは資本主義的「自由主義」の組み替えという性格を、また、ネオポピュリズムは「民主主義」の代表制の擬制を突くという性格を帯びていて(「権威主義的ポピュリズム」)、両者は経済原理主義的グローバル化のなかで浮上している。

「新自由主義」という言葉は前世紀の30年代に登場していたのであるが、戦後の「^{ソシヤル・リベラリズム}社会自由主義」のなかで支配的イデオロギーとはなり得なかった。だが、60年代末の資本主義の諸矛盾の噴出との対応において、ネオリベラリズムは「国家企図」と結びつくことで体制化の緒についている。「新自由主義」は政治と社会の両空間を「市場合理性」をもって再編しようとする理念と言説に発しているだけに、「政治」観も市場主義化するだけでなく、「市場物神主義 (market fetishism)」が生活規範となる傾向を強くした。さらには、経済合理性において社会経済関係が、また、「エリート選択型民主政」像において政治が語られると、「購買者」型市民像の「言説」に

において選挙民は受動化し、政治への能動的“参加”や「市民的自由」の契機を弱くせざるを得ない。これは、「公的（政治的）自律性」の弱体化を、換言すれば、「自由民主主義」原理の“経済主義化”（政治文化の経済的「功利主義」化）による「脱規制型規制」策と結びついて「脱民主化効果」を呼ぶことを意味する³⁾。これは、「新自由主義」が労働の「主体」を「人的資本」^{ヒューマン・キャピタル}に擬制化し、企業家主義的「市場」原理において政治と社会経済関係を再編しようとする企図に発しているだけに、社会的諸問題の脱政治化の方向を強くしたことに、また、「新公共管理論（new public management）」という私的経営論が公共政策の原理に移植されたことにも認め得ることである。このガヴァナンスにおいては、経済的諸矛盾への対応は社会内的解決に求められるとともに、“自己責任”論によって福祉の縮減や雇用形態が変容することにもなった。すると、市場原理主義的資本主義経済の所与性が前提とされると、その内在的矛盾が個人的営為に置換えられ、個人は資本主義の力学に服することになり、「私的自律性」の程度と範囲は狭小化し、社会的「連帯」の契機は弱体化せざるを得ないことにもなる。

移行期や変動期には政治や政党に対する不信感が高まり、民衆型カリスマの待望感とも結びついてポピュリズムを呼びかねない状況も強まる。これは「ポピュリズムのグローバル化」とも呼ばれている状況にもうかがい得ることである。その潮流と言説は「国家性」を異に多様であるにせよ、現代版ポピュリズムが「人民」という修辞をもって「民衆」対「エリート」という対抗軸を設定するとともに、「国民」の包括的「同位性」やナショナリズムに訴えて排外主義を喚起するという点では共通性を認めることができる。ポピュリズムには「反政治的政治主義」や「反エリート主義的エリートイズム」が基調として底流しているが、こうした逆説的修辞が訴求力を持ち得るということは、ひとつの移行期である現代の反映でもある。というのも、社会経済関係の再編過程は政治指導層の企図に「民衆」の不満が呼

応することで「既存体制」^{エスタブリッシュメント}の批判を呼ぶことになるからである。すると、新自由主義的グローバル化がポピュリズムを呼び出したことにもなる。

(5) 結び

「国家権力」の機構は組織的にも機能的にも変化せざるを得ない。というのも、「国家」とは、存在論的には、一定の「領域」における社会経済的諸関係の総体であるが、閉鎖的で自己完結的システムではないだけに、「関係」の再接合の必要に迫られるだけでなく、「国家」間の世界史的連関のなかにあるだけに、相互依存関係にも服しているからである。すると、「国家」とは「関係」論的存在であるがゆえに、民主的再編の対象ともなり得ることを、換言すれば、「国家」が民主化の理論的・実践的“足場”ともなり得ることを意味する。確かに、NGO（「非政府組織」）や国際機関（機構）の役割は高まっていると言えるにせよ、「国家」をガヴァナンス論やシステム論に解消してしまうと、「民主化」の理論的・実践的「土俵」を失うことになる。「グローバル化」状況においても、「国家」が「国民統合」の主要な契機であることに変わりはない。また、社会経済関係の維持という点では、なお、「最終審級」の位置にあるし、「グローバル化」の推進主体でもある。この現実を鑑みると、所与の「民主政の民主化」は、第1次的には「国民-国家」を対象とせざるを得ないことになる。

「民主政」は所与の「国民国家」を前提としている。だが、「グローバル化」のなかで社会経済関係は「脱領域化」の方向を強くしているし、環境や生態系の変容に端的にうかがい得るように、「共通財の惨状」には越境規模で対処すべき課題であるとする認識が深まるなかで、空間的には「脱国民国家」規模の、また、時間的には「次世代」の生存諸条件を視野に収めた持続的発展型の「民主政」像が求められることにもなった。これは、越境規模の「正義論」や「構造的暴力」の“打破”論に、さらには、「グロー

バル民主政」論や「コスモポリタン民主政」論にうかがい得ることである。その理論的潮流は多様であるにせよ、また、「民主政のグローバル化」に占める「国民-国家」の位置づけを異にしつつも、民主化を国際的連関において展望すべきであるとする点では認識の共有を認めることができる。だが、「グローバル民主政論」とは、その論者たちが“思考実験”であることを認めているように、なお、規範性とヴィジョンのレベルを強く留めている。「民主政のグローバル化」を期そうとすると、その理論化には「国家論」を必要とせざるを得ないのは、国際的規模の「民主化」といえども、基本的には「国民」に発し、これが「主体」とならざるを得ないからである。これは、ナショナリズムの民主的内面化を媒介としてインターナショナリズムに結びつける必要があることを意味し、この限りでは、「脱国民的」マルチチユードを主体とするわけにはいかないことになる。

現代は「グローバル化の時代」であるとも呼ばれている。だが、この過程は流動的であって、なお、“星雲状況”にあり、新自由主義的“グローバリズム”に対する抵抗運動も浮上している。国権型の権威主義的社会主义世界崩壊と社会経済関係の「グローバル化」のなかで、現代は、ひとつの移行期のなかにある。それだけに、「国家」を抽象や理念にとどめるのではなく、関係論的視点から「国家」の“脱構築”と民主的“再構築”が求められていることになる。

「未来」は、常に、「現在」に潜勢し、現実の矛盾の意識と実践が将来像に投射される。また、「過去」

への問いかけが「現在」の位置づけと結びついて、「未来」像に投企されることにもなる。「創造」は所与の「現実」の現実主義的批判に発するが、これは「民主政」像についても妥当することである。「民主政」という言葉をオウム返しに如く繰り返せば済むというわけではないにせよ、その理念を歴史の脈絡において問い続けることが民主政の「民主化」の起動力と牽引力となったし、なり得ることでもある。「民主主義」が“未完の革命”と呼ばれるのは、所与の「民主的体制」といえども完成形でも閉じられた体制でもなくて、民主化の課題は個別の「現代」にあり、既存の理論的・実践的成果を不断に相対化することで、その前進を期すことが求められ続けるという意味においてのことである。この意味で民主政の「未来」は、常に、「現在」において語り得ることである。

注

- 1) Max Weber, *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, ed., Guenther Roth and Klaus Wittch, New York, Bedminster Press, 1968: Vol. I, 24, 26.
- 2) Phillip Hansen, *Reconsidering C. B. Macpherson: From Possessive Individualism to Democratic Theory and Beyond*, University of Toronto Press, 2013: 31-32.
- 3) Wendy Brown, “American Nightmare: Neoliberalism, Neoconservatism, and De-Democratization,” *Political Theory* 34(6), Dec. 2006: 690-714.

Some Basic Concepts of the State Theory : From the Relational Approach

NAKATANI Yoshikazu ⁱ

Abstract : This paper is a reconsideration of the basic concepts used for the analysis of the state from a relational viewpoint. In this methodological perspective, the state is presented as the totality of the political, socio-economic relations bounded by the given territory. Therefore, it can be the object of (de)rearticulation of the relations which constitute the state. This means that a distinction should be drawn between the state apparatus and the concept of statehood. The main concerns of this paper are on basic concepts concerning the capitalist state: state power, state projects, government, governance, and the relations between nationalism and internationalism. In these contexts, this paper also reconsiders public/personal autonomy and its mutual relations, and concludes with remarks on the needs to introduce the state theory into democratic theory.

Keywords : relational approach, state, hegemony, capitalist state, nation (national) state, democratic autonomy

ⁱ Professor Emeritus, Ritsumeikan University